

概要

令和7年6月に成立した改正給特法により、『サービスを監督する教育委員会は、文部科学省が定める指針に即して「業務量管理・健康確保 措置実施計画」を定めること』とされたことを受け、市立学校教育職員の働き方改革の更なる促進に向けて市教育委員会の実施する取組に関する計画を策定するもの。

【計画の目的や基本的観点】

教育職員の働きやすさと働きがいと両立することで、教育職員がワークライフバランスのとれた働き方を実現し、将来の社会の担い手となる子供たちの豊かな学びと成長を実現するため、教育委員会や教育に関わる関係団体等が一体となって、家庭や地域の理解と協力を得ながら、学校及び教育職員の勤務環境の改善など、「働き方改革」を更に進めていく。

【計画の期間】

令和8年度から令和11年度までの4年間

※ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

目標

①時間外在校等時間に関する目標

✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間を上回る教職員の割合

令和6年度 小：24.5% 中：46.5% ⇒ 令和11年度までに 0%

✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校時間の平均時間

令和6年度 小：27.2時間 中：48.2時間

⇒ 小学校、中学校共に令和11年度までに平均で30時間程度

②ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

✓ 1年間の年次有給休暇の平均取得日数

令和6年度 12.6日 ⇒ 令和11年度までに14日以上

✓ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合、身体的負担度の値を減少させる。

【計画の内容】

1 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直しや適正化等

- ・家庭、地域等との連携の推進
- ・ICTの活用による校務の効率化、事務負担軽減
- ・部活動の地域展開の推進
- ・外部人材、外部機関を活用した支援体制の構築

※「業務の3分類」

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

2 学校における措置の推進

- ・教育課程の見直しや学校行事等の精選 等

3 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・勤務時間のインターバルの確保
- ・ノー残業デーの設定
- ・年次有給休暇の取得促進
- ・ストレスチェックの実施 等

【今後のフォローアップ】

- ・時間外在校等時間が長い教育職員が多い学校への指導・助言
- ・本計画の周知や組織マネジメントに関する研修受講を奨励

計画の取組状況については、市HPで公表するとともに、定例の教育委員会や総合教育会議で報告